

決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 02 分

閉会時間 午前 11 時 47 分

日時 平成 26 年 10 月 23 日(木)

場所 防災新館 2 階会議室

委員出席者 委員長 渡辺 英機
副委員長 大柴 邦彦
委員 高野 剛 武川 勉 河西 敏郎 山田 一功
塩澤 浩 杉山 肇 遠藤 浩 保延 実
久保田松幸 高木 晴雄 飯島 修 仁ノ平尚子
望月 利樹 安本 美紀 水岸富美男

委員欠席者 山下 政樹

説明のため出席した者

公営企業管理者 岩波 輝明 企業局長 小林 明
企業局次長 末木 鋼治 企業局技監 仲山 弘
企業局総務課長 浅沼 潔 企業局電気課長 日向 一郎

農政部長 山里 直志
農政部理事 樋川 宗雄 農政部次長 橘田 恭
農政部技監 山本 重高 農政部技監 河野 侯光
農政総務課長 三富 学 農村振興課長 伏見 勝
果樹食品流通課長 相川 勝六 農産物販売戦略室長 丹澤 尚人
畜産課長 駒井 文彦 花き農水産課長 清水 靖
農業技術課長 西野 孝 担い手対策室長 土屋 重文
耕地課長 渡邊 祥司

産業労働部次長 平井 敏男 商業振興金融課長 立川 弘行

観光部次長 塚原 稔 観光企画・ブランド推進課長 仲田 道弘

出納局次長(会計課長事務取扱) 小林 幸子

議題 認第 1 号 平成 25 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第 2 号 平成 25 年度山梨県公営企業会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前 10 時 02 分から午前 10 時 16 分まで企業局関係、午前 10 時 31 分から午前 11 時 33 分まで農政部関係の部局審査を行い、午前 11 時 36 分から午前 11 時 47 分まで産業労働部・観光部・出納局の 10 月 14 日の部局審査に対する追加説明を行った。

質 疑 農政部関係

(歳入決算の予算現額に対する収入済額の割合について)

遠藤委員 何点かお伺いします。農 1 ページですけれども、予算現額に対する収入済額の割合が 69.1%ということなのですが、この原因として考えられるのは、7 款の分担金及び負担金ではないかと思われまます。これが 74%、つまり 4 分の 3 の収入済みということになっておりますけれども、これが減った理由について教えてください。

三富農政総務課長 農 1 ページ、予算減額に対して収入済額が少ない、また、その中で分担金・負担金が 74.7%と低いということですが、これにつきましては、平成 25 年度、公共事業の繰り越し事業が増大したため、国からの補助金や市町村の負担金を平成 25 年度の歳入として受けることができなくなったことによるものでございます。

遠藤委員 約 8 億円余りということになると思うんですが、それが平成 26 年度に入ってくるという考え方でよろしいんでしょうか。

三富農政総務課長 そのとおりでございます。

遠藤委員 もう 1 つの原因として、農 2 ページの国庫支出金も予算現額に対する収入済額の割合が 64.8%ということになっておりますけれども、この理由についても教えてください。

三富農政総務課長 この国庫支出金の 64.8%につきましても、やはり平成 25 年度の公共事業の繰り越し事業が増大したということでございます。

遠藤委員 主に雪害に関する事業という理解でよろしいんですか。

三富農政総務課長 これはその前の年、平成 24 年度の 2 月に大型経済対策がございまして、それが 52 億円でございます。その大型補正の影響で、24 年度から翌年 25 年度に繰り越した繰越額が 47 億円ふえてございまして、その結果、順に玉突きでおくられていったということがございます。

遠藤委員 玉突きでおくれたということなのですが、事業の執行のほうには影響はないんでしょうか。

三富農政総務課長 それぞれの年で予算がついたものでございますから鋭意やっておりますが、大きく言えば、順におくれてはおりますが、その年その年でしっかりと事業はやっています。

遠藤委員 玉突きでおくれた状態になっているということですか。

三富農政総務課長 予算的にはそういうことになります。

遠藤委員 できるだけこの事業はおくれないようお願いするところであります。

(青年就農給付金交付事業費の執行残について)

次の質問をいたします。農 5 ページの歳出の部分ですが、歳入の予算現額に対する収入済額の割合が 70%程度ということなので、歳出のほうも予算現額に対する支出済額が 70%どまり、不用額が 7 億近くあるということなんですけれども、この主な原因について教えてください。

三富農政総務課長 一番の原因は、この C の欄の翌年度繰越額が多いということになります。

渡辺委員長 不用額について説明をしてくださいと言ったわけですが。

三富農政総務課長 不用額は農 12 ページになります。12、13 ページに不用額の主なものを掲載してございます。農業総合費から始まりまして、いろいろなことが要因としてはございます。

遠藤委員 その中で何点か気になったところがあるんですが、不用額の中で、農 12 ページの就農促進総合支援事業費で 4,600 万円余りということなんですけど、就農促進のためのお金がこれだけ余るとするのは、就農が進んでいるのかどうか事業のほう心配なんですけど、その辺についてはいかがなんでしょうか。

土屋担い手対策室長 就農促進総合支援事業費執行残でございますけれども、このうちの主なものは、青年就農給付金交付事業費の執行残でございます。そのうち 4,200 万 1,000 円が青年就農給付金の経営開始型というものの執行残になっております。この青年就農給付金について若干説明をさせていただきますと、青年就農給付金には就農準備型、これは就農に向けた研修を行う際に支給される給付金でございます。それからもう一つ、経営開始型ということで、農家が新しく農業経営を開始した方に給付されるもので、こちらにつきましては経営を開始してから最初 5 年間 150 万円を給付されるというものでございますけれども、今回こちらのほうの執行残が多く生じているということでございます。

その原因でございますけれども、この制度は平成 24 年度からスタートした制度ということでございまして、当初この経営開始型分として 2 億 700 万円余を計上しておりました。その後、さらに前年までに就農した方も対象となりましたことから、市町村等に要望等の確認をする中で、さらに 9 月補正までお願いをいたしまして、全体で 2 億 3,500 万円余の予算を計上しておりましたが、実質としては 1 億 9,300 万円余の給付ということになっております。

実はこれにつきましては、一定の要件を満たすという条件がございます。要件には、就農時の年齢などがございまして、これは基本的には皆さん承知しておりますので問題ないんですが、経営開始の要件として、御本人が本当に経営主となって経営を開始するということがございます。経営開始と判断されるには、農地が御自分の所有になるなどの条件をクリアしなければなりません。その部分、農地の所有権の移転となりますと、相続などの部分も全部クリアしないとしないということで、当初、御本人が自立してやるという意味を示していたために要望額の中に入っていたが、実際はそういった点の手続が整わないためになかなか経営が移譲されず、この給付の要件を満たさなかったという方が相当数いるということでございます。

遠藤委員 御説明ありがとうございました。これは青年就農給付金の執行残額ということですね。就農がうまくいっているかどうかということで、就農はどうなんですか。

近年の状況なんかがわかれば。

土屋担い手対策室長 主要成果説明書の 25 ページのほうにも記載させていただきましたけれども、昨年の新規就農者は 248 人ということでございまして、年々着実にふえているという状況でございます。これにつきましては、この青年就農給付金をはじめ、県単独の補助事業など、いろいろ総合的に取り組んだ結果、このように着実に数をふやしているという状況でございます。

(耕地災害復旧費の事故繰越について)

遠藤委員 わかりました。もう 1 点、繰越明許費で気になった点があるんですが、農 11 ページです。耕地災害復旧費の事故繰越ですが、市町村事業に繰り越しがあったためということなんですが、この災害復旧事業がちゃんと実施できているかどうかということをお願いしたいのですが。事業に影響がないのかどうか。

渡邊耕地課長 災害復旧事業に繰り越しが出ましたものにつきましては、前年度工事は繰り越して工事を続けておりますので、災害復旧に対して問題が生じるというようなことではございません。

(耕作放棄地の把握について)

仁ノ平委員 基本的なことになって恐縮なんですが、2 点教えてください。1 点目は、説明資料の農 5 ページ、あるいは成果説明書の 42 ページに耕作放棄地のことで成果が記載されているんですが、平成 25 年度、251 ヘクタールが再生活用されたと、その成果が記載されているわけです。素朴に疑問に思うのですが、平成 25 年度に限って、このような成果があった逆で、新たに耕作放棄地がふえてしまったということ把握されているのかどうか、それが可能なのかどうか教えてください。

伏見農村振興課長 耕作放棄地につきましては毎年、全体調査という調査をしております。その中で 2 年前から、新たに発生する耕作放棄地も把握するようにしております。平成 25 年度につきましては、ちょっと正確な数字ではないんですけども、251 ヘクタールに対しまして約 130 ヘクタールぐらいが新たに発生しているという状況でございます。

仁ノ平委員 わかりました。そういう把握ができるようになったというのは大変重要なことだと思いつつ、251 ヘクタールの成果があってもまたふえていく面もあるということがわかりました。

(違約金及び延納利息について)

もう 1 点、別のことですが、農 3 ページの第 14 款の諸収入のところ、収入未済額の 1,076 万円余であります。談合 2 社からの違約金がまだ未納であるとの御説明がありました。これは今年 3 月 31 日現在でのことかと思うんですけども、差しさわりなかったら、その後どうなったのか、見通しはどうなっているのかちょっと教えてください。

三富農政総務課長 諸収入の収入未済額は農 3 ページ、そして、農 4 ページになりますが、この収入未済額の内訳の中に違約金及び延納利息ということで 200 万円余がございまして、これが、先ほど申しました談合案件の 2 社でございます。これは 25 年度決算ですので、3 月末現在の状況です。その後の状況でございますが、以前からこ

の 2 者につきましては、出先の担当の農務事務所のほうで債権回収に向けた債務者との交渉は続けてきております。ただ、その 2 者につきましては、資産等がない、それから、別の優先される債権等もあるという状況の中で、実際には払えないという状況が現在も続いております。そこで、事務所のほうでは債務者の状況等の逐次把握に努め、支払いを求めている状態でございます。

仁ノ平委員 お話はわかりました。なかなか回収が難しいとなると、もしかしたら来年度の決算のときにもまた収入未済額として利息もついて出てくるかもしれないと理解してよろしいのか。そして、時効という言葉が正しいのかどうかわかりませんが、それがどういう扱いになっていくのか教えてください。

三富農政総務課長 その 2 件の未済額の今後の見通し等ということでございます。まず見通しといたしましては、先ほど申し上げましたように、その 2 者の債務者は、資産等もないという状況の中で、実際には債権回収は非常に厳しい状況でございます。したがって、回収の努力はしますけれども、委員の御指摘のとおり、今年の決算においても未収ということも考えられます。

それから、時効等についてでございますが、今回、不納欠損額として 2,400 万円余の金額を載せています。これも同じ談合案件でして、こちらについては会社が既に今年の中で整理され、法人格が消滅しまったということで不納欠損処理を行いました。先ほどの 2 者につきましては、そういう状態にはありませんので、債権回収努力を継続しております。時効との関係も今後出てまいります。しかし、鋭意、呼びかけをし、支払いを求めていくわけですが、現実には資産がないという中で推移しているという状況です。

仁ノ平委員 わかりました。ありがとうございます。

(土地改良事業費の繰越明許費について)

大柴委員 1 点だけ教えてください。農 10 ページの土地改良費、県営土地改良事業費の繰越明許費ですが、その下に、関係機関との調整に時日を要したためとあるんですが、土地改良事業というのは、事前の地元との同意のもとに行われているんじゃないかと思うんですが、なぜこういう状況になる？

渡邊耕地課長 この関係機関との調整という項目にございましては、例えば道路を交差点につけるとか、あるいは電柱の移転とか、そういったものの調整がおくれたということでございます。地元調整がおくれたという場合もございしますが、今回の場合は、そういった関係機関との協議等がおくれたために執行がおくれて、適切な工期をとれないために繰り越しになったという案件でございます。

(農産物輸出戦略の展開について)

飯島委員 主要施策成果説明書の 23 ページです。9 の農産物輸出戦略の展開について伺いたいと思います。農産物の輸出拡大は、トップセールスもして熱心にやっているのは承知しております。輸出拡大については、この中に、輸出額が前年比の約 1.5 倍の 3 億 5,700 万円に増加したという記載があるんですが、例えば輸出品目を 1 つから 2 つ、2 つから 3 つにふやすとか、輸出量をふやすとか、相手先を台湾から香港、シンガポール、インドネシアにふやすとか、そういう記載がここでは読み取れないので伺います。平成 25 年度は輸出額はふえたけれども、輸出量とか輸出品目とか相手先等は、それはどういうことになっているんでしょうか。

丹澤農産物販売戦略室長 輸出品目につきましては、現在生産量が日本一の桃、ブドウが中心でございますが、海外の状況も確認をする中で、柿とか、お正月のギフト商材としてのころ柿とか、順次、現地のパイヤーのほうの意見を聞きながら品目の拡大に努めているところでございます。輸出量につきましては、輸出額の伸びと同様に増加をしております、昨年度が 287 トン、前々年の平成 24 年度は 231 トンでございました。また、主要な輸出先は台湾、香港でございますけれども、これまでに知事もシンガポールに参りましてトップセールスを行いました。本年度も今後の経済成長が期待されますタイに参りまして、新たな販路開拓に努めているところでございます。

飯島委員 輸出額もふえていますけれども、輸出量もふえて、品目も随時ふやしていくということではありますが、ちょっとこだわるわけじゃないですけども、輸出額は為替レートで変わりますよね。だから、今、去年に比べて円安基調にきていると思うんですけども、去年の為替と、この集計した時点での為替はどのくらい違っているんですか。

丹澤農産物販売戦略室長 輸出額につきましては、国内の輸出事業者から聴取しております、船積みの時点での価格でございますので、為替の影響は受けてはおりません。国内の価格ベースでございます。

飯島委員 いろいろな細かい説明を受けましたけれども、戦略でありますから、随時見直しもあるかと思うんです。ですから、平成 25 年度までの輸出の戦略をしてきた経過の中で、その取り組みにはこういった傾向があるのかということが説明できるのであれば伺いたい。

丹澤農産物販売戦略室長 輸出につきましては、やはり流通ルート、商流を確立することが必要ということで、国内の輸出事業者等から情報を収集しながら、香港、台湾、タイ等への太い商流を見つけるといって、それから、知事等のトップセールスを行って関係を緊密にしていくこと、それから、現地の商社の皆さんに県産の果物を食べていただいてそのよさを知っていただくことという、この 3 つに主に重点を置いてこの 4 年間、ルネサンス大綱に基づきまして取り組んできたところでございます。

(不納欠損額について)

望月委員 農 1 ページの不納欠損額 2,400 万円余の部分ですけども、先ほどの答弁にもありましたとおり、談合事件の 1 社が消滅という部分、おそらく 14 款諸収入の部分がここに反映されているとは思いますが、先ほどの御説明以外のもののでその原因は何でしょうか。

三富農政総務課長 不納欠損額の原因ということですが、不納決算額は、先ほど申し上げましたように、談合案件のうち 1 社が昨年 25 年 10 月に破産手続廃止の決定が確定したということで、法人格が消滅いたしました。そうなったものについては速やかに不納欠損処理をするということになっておまして、そのルールに基づいてしたものでございます。

望月委員 その部分が総額ということですね、今の説明で。

三富農政総務課長 はい、その不納欠損額はその 1 点の金額でございます。

(農業協力隊員の就農促進について)

望月委員 次の質問です。農 5 ページですが、農業協力隊員の就農促進ということで、多様な担い手を確保するため、農業生産活動や地域活動を行う都市住民等に本県での就農や農業法人への就業を支援してこられたということで、平成 25 年の修了者 20 人のうち 14 人の隊員が県内に就農したということなんですが、その状況について教えてください。

土屋担い手対策室長 平成 25 年度につきましては、20 人が修了いたしまして、県内へ 14 名の方が就農して、定着をしていただいているという状況でございます。そのうち 7 人が自営ということで御自分で経営を始めておまして、5 人が農業法人等への雇用就農という形をとっております。それから、引き続き県内に残りまして、他の機関で研修を継続している方が 2 名という状況でございます。そのほか、本県に定住はいたしましたが、農業以外のもので就労した方、それから、他県で就農した方、それから、他県に帰られてしまった方もおります。

望月委員 この農業協力隊員の就農を促進していくことで今までずっとやってこられたんですが、その定着率というのがわかりましたら。

土屋担い手対策室長 この制度につきましては、これまで 1 期生、2 期生ということで合わせて 57 人の方が研修を修了しておりますけれども、県内に就農された方がうち 67% でございます。また、農業以外の分野も含めて定着した方を入れますと、75% が県内に定着をしています。総務省の調査でございますけれども、平成 25 年度「地域おこし協力隊」の定住状況等に係るアンケートによれば任期終了後の定住もしくは地域活動した者の全国平均は定着率が約 6 割という状況でございますので、本県の場合、特に農業協力隊ということで、農業に絞って技術を身につけて定着していただくということをやっておりますので、そういった点で、全国的にも非常に優良な事例になっていると自負をしております。

望月委員 御努力があって、定着率のほうも全国平均より上だということは非常に喜ばしいことですが、片や、農業のほうも含めてなんですけれども、山梨県全体で人口減少に歯どめをかける、県内の農業就労も含めていろいろな部分で県内に就職の場を求めるという取り組みの一環だと感じています。その部分で、片や農 12 ページに就農促進総合支援事業費の執行残が 4,600 万円もあるということですが、この辺についての部分をもうちょっと深く伺いたいと思います。

土屋担い手対策室長 先ほど遠藤委員の御質問のほうでも答えさせていただきましたけれども、これにつきましては、予算に対する執行残が出ているという状況ではございますけれども、あくまで要件を十分に満たせなくて給付対象にならなかったという方がいるということでございまして、引き続き、その方が給付対象者となれるように、地元の農務事務所、それから、農業改良普及センター、市町村、農業団体等と連携をしながら努力をしております。希望された方全てに給付金を支給しようとする、どうしてもやや多目の申請になりますので、今年度につきましてもおそらく同じような傾向で、そういった執行残は生じてくるのかなと考えております。

(全体的な執行残について)

望月委員 先ほども遠藤委員のときにも御答弁いただいたんですが、鳥獣被害防止対策の

部分も執行残があるということで、県議会も鳥獣被害対策について政策提言させていただいた経過があり、農業分野は力を入れていかなければいけない部分ですが、全体の不用額とか執行残が結構多く目立つような感じですが、そのところはどういうふうにお考えなのか伺いたいと思います。

三富農政総務課長 全体的な不用額が多いのではないかと御指摘でございます。先ほど最初に申し上げましたように、この不用額はそれぞれの理由がございまして、事務的経費につきましては、経費の削減によるものが主なものでございます。そして、事業的経費につきましては、それぞれ事業目的があり、予算を計上してやっていることでございますが、基本的にはその目的のために必要経費を支出していく中で、必要がなくなる部分がございます。全体とすれば、予算の目的に応じて執行を心がけているということでございまして、その中でも、生まれてしまったものもあれば、努力して不用としたものもございまして、そういう状況だと思っております。

望月委員 生まれてしまったものということで、こういう形で出てきてしまったんですが、繰り返しますけれども、我々県議会のほうの立場としても、しっかりと力を入れていってほしいなという分野でございます。できれば部長のほうから一言、最後、その点についてお気持ちをいただければ。

山里農政部長 御指摘のとおり、せっかく御承認いただきました予算でありますので、できる限り年度内の執行に努めてまいりたいと考えているところでございます。我々としましても、国の制度や、また県の事業の中のさまざまな基準や要件がございまして、それを地元の農家の方とか、市町村、また農協等と連携しながら、できるだけ要件をクリアしていただきながら、しっかり計画的な予算の執行をすることによりまして、極力不用額を減らしていく努力を今後も継続的に努めてまいりたいと思っております。

(野生鳥獣による被害防止施設の整備について)

安本委員 望月委員から総体的な話で、部長の答弁もあったんですが、個々の事業の不用額、繰越額のところで内容だけ確認をさせていただきたいと思っております。主要施策成果説明書の43ページ、一番下の5の効果的な被害防止施設の整備という事業ですけれども、事業概要には、野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、効果的な被害防止施設の整備を進めたとあり、予算科目は、農業改良普及費と土地改良費と2つあります。まず、農業改良普及費1,500万円のうち執行額が9万円ということですが、この事業の内容と執行できなかった理由をお伺いしたいと思います。

西野農業技術課長 主要施策成果説明書43ページの農業改良普及費の鳥獣害の被害への対応ということですが、実は1,500万円分の市町村への補助事業が、市町村の事業の内容等をいろいろ検討した結果、執行できない部分が生じました。残りの9万1,000円分につきましては、その下にございまして、獣堀くんライトの普及のための展示ほ場を設けたということです。2つの事業のうちの1つ、大きなもののほうができなかったということでございます。

安本委員 この補助事業は、補助率はどのくらいなんですか。

西野農業技術課長 この事業は2分の1の補助事業であったと思っております。

安本委員 ちょっと聞き方が悪かったかもしれません。県と市町村と、それから、実際の事業者のそれぞれの負担割合と、それから、事業総額としてはどれぐらいになるのか。

西野農業技術課長 2分の1で1,500万円なので、事業総額は3,000万円を予定した事業でございます。

安本委員 予算を組まれるときには当然、要望があって組まれたと思うんですけども、国のほうからいろいろな補助事業があったりして、かなり要望も多かったのではないかと思います。先ほどの御説明の中で、具体的にどこに問題があって執行できなかったのか、もう少し具体的にお聞かせください。

西野農業技術課長 この事業は国補事業で、国のほうで定めた要件がございまして、柵をつくる際の単価が設定されていまして。この国の基準の単価が市町村の要望している単価とずれていまして、国のほうが低かったために、市町村の要望に応えられない状況がございまして、それで執行ができなかったということでございます。

安本委員 内容の確認にとどめたいと思いますけれども、この不用額については、決算説明資料の農12ページからいくと、農業改良普及費かと思っておりますけれども、この執行残についてはどの事業の残に入るのでしょうか。

西野農業技術課長 大変申しわけございません。この1,500万円につきましては、事業が執行できないということが決まったところで実は減額補正をさせていただいてございますが、この農業改良普及費から数字を引いておくことを怠ってしまいました。大変申しわけございません。ということで、不用額部分としてはこの資料全体の中で出てこない内容でございます。

安本委員 わかりました。御説明いただければありがたかったかと思えます。もう1つの土地改良費のほうなんですけれども、これは半分が繰り越しということになっています。先ほども望月委員からもありましたけれども、県議会としても、野生鳥獣害による被害防止の取り組みは、政策提言をさせていただいたところなんですけれども、事業内容と繰り越された理由についてお伺いしたいと思います。

渡邊耕地課長 委員御指摘のとおり、土地改良事業費における電気柵等の鳥獣害防止事業については、半分ほどが繰り越されております。この事業がおくれた理由といたしますのは、鳥獣害防止事業は、どうしても農繁期が終わった後に施設を取りつけることになるということと、あと、山と畑の間の、鳥獣が出るところに見通しをつけながら施設を取りつけていくという、全て人海戦術で歩いてポイントを決めていくということを行っています。ですので、どうしても準備に時間がかかってしまうということがございまして、適正な工期を確保するために繰り越してしまうというような状況になりがちな事業でございます。しかしながら、平成25年度は70キ口を目標として事業を実施したわけでございますが、成果といたしまして実質70.8キ口ということで、目標を0.8キ口でございますが上回った成果を得ておりますので、整備した地域に関しては、効果は十分出ているというふうに考えております。

安本委員 わかりました。この繰り越しの2億7,500万円余については、決算説明資料

の農 10 ページから 11 ページにかけて土地改良費の繰り越し事業がありますけれども、どの事業に含まれていますか。

渡邊耕地課長

農 10 ページ、土地改良費の繰越明許費の中の県営土地改良事業費に主に含まれております。

以 上

決算特別委員長 渡辺 英機